

第7章 歴史的風致形成建造物の指定及び管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

水戸市では、これまで文化財保護法、茨城県文化財保護条例及び水戸市文化財保護条例に基づき、文化財を指定・登録し、保護を進めてきました。また、第1期計画において、本市固有の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものについて、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物として4件指定しました。

第2期計画においても歴史的建造物の調査を行いながら、引き続き歴史的風致維持形成建造物の指定を進めます。

2 歴史的風致形成建造物の指定の要件

歴史的風致形成建造物の指定においては、以下の(1)、(2)いずれも満たすもので、文化財保護審議機関等で審議されて、文化財保護法等の法律または関連する条例等により価値付けされた建造物等を原則とし、重点区域の歴史的風致の形成に寄与することを要件とします。

(1) 指定の要件

- ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財及び同法第132条第1項の規定に基づく登録記念物（史跡関係）
- イ 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物
- ウ 茨城県文化財保護条例（昭和51年条例第50号）第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財及び同法第40条第1項の規定に基づく県指定史跡
- エ 水戸市文化財保護条例（昭和51年条例第28号）第5条第1項の規定に基づく市指定有形文化財及び同法第34条第1項の規定に基づく市指定史跡
- オ その他、本市の歴史的風致の形成に寄与すると認められる歴史的建造物

(2) 指定の基準

- ア 形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物等
 - イ 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物等
 - ウ 歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物等
- ただし、以下の条件を満たすことが必要
- (ア) おおむね築50年が経過しているもの
 - (イ) 所有者又は管理者等により今後適切な維持管理が見込まれるもの
 - (ウ) 所有者の同意が得られているもの

3 歴史的風致形成建造物の候補

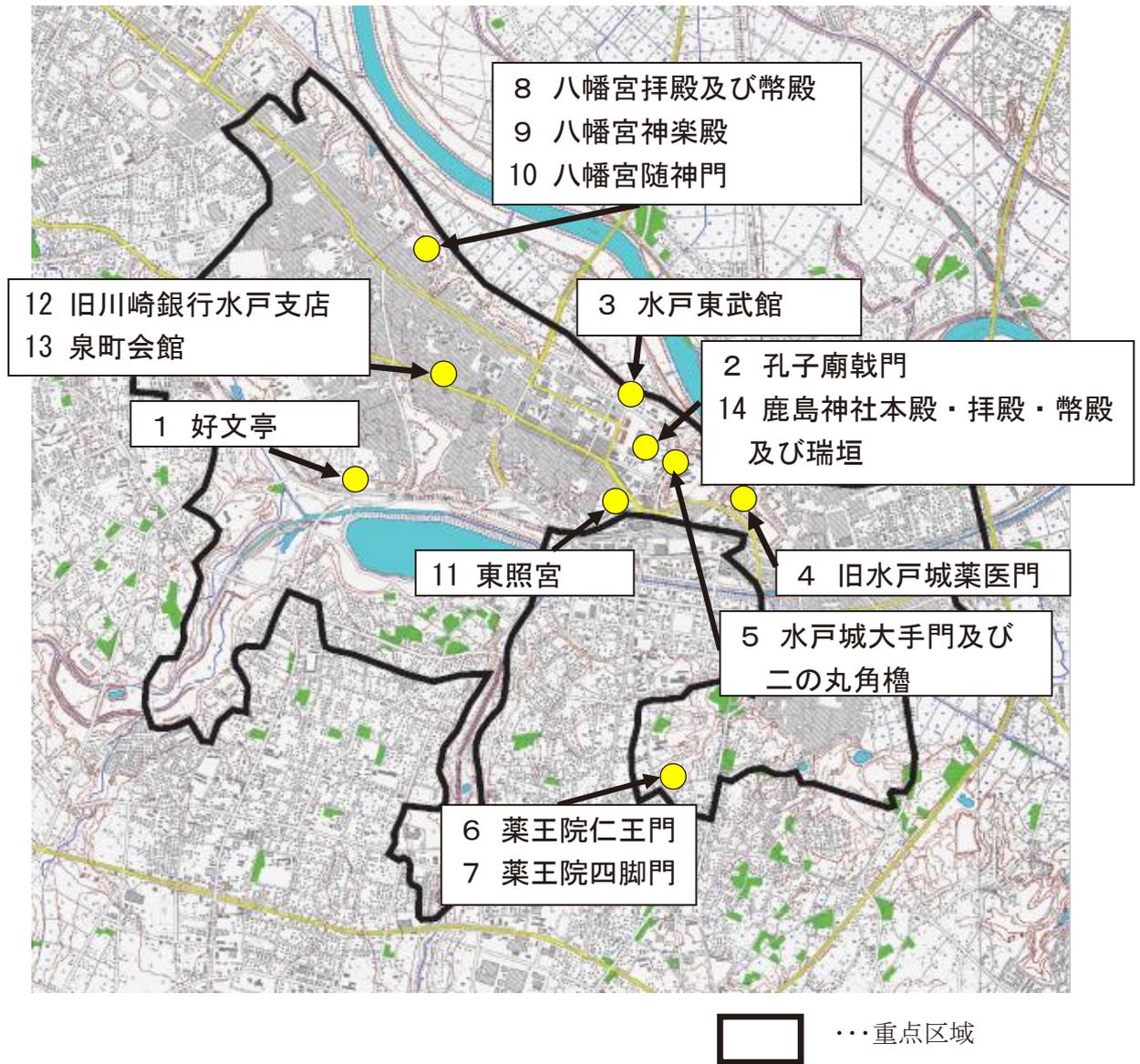
候補となる歴史的建造物は、以下のとおりです。

表 7-1 歴史的風致形成建造物候補一覧

	名称	写真	所在地	所有者 (管理者)	築年 指定等区分	関連する 歴史的風致
1	好文亭		常磐町 1丁目	国 (茨城県)	1842(天保13)年 (1958(昭和33)年 復元) 未指定	梅まつりに代表される偕楽園や千波湖周辺の歴史的風致
2	孔子廟戟門		三の丸 2丁目	国 (茨城県)	1841(天保12)年 未指定	文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致
3	水戸東武館		北見町	水戸東武館	1953(昭和28)年 2015(平成27)年移築 市指定 歴史的風致形成建造物(第1期)	文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致
4	旧水戸城 薬医門		三の丸 2丁目	茨城県	安土桃山時代 県指定	文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致
5	水戸城 大手門及び 二の丸角櫓		三の丸 2丁目	水戸市	江戸時代初期 現在復元中 歴史的風致形成建造物(第1期)	文武の伝統が息づく弘道館・水戸城跡周辺の歴史的風致
6	薬王院 仁王門		元吉田町	薬王院	貞享年間 (1684~1688年) 県指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致
7	薬王院 四脚門		元吉田町	薬王院	江戸時代中期 市指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致

	名称	写真	所在地	所有者 (管理者)	築年 指定等区分	関連する 歴史的風致
8	八幡宮拝殿 及び幣殿		八幡町	八幡宮	1775(安永4)年 市指定 歴史的風致形成建 造物(第1期)	郷土の祭礼にみる歴史的風致
9	八幡宮 神楽殿		八幡町	八幡宮	1745(延享2)年か 市指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致
10	八幡宮 随神門		八幡町	八幡宮	宝暦年間(1751~ 1764年)以前か 市指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致
11	東照宮 (社殿及び 燈籠)		宮町 2丁目	東照宮	社殿…1962(昭和 37)年再建 燈籠…1651(慶安 4)年 燈籠が市指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致
12	旧川崎銀行		泉町 3丁目	三菱UFJ 銀行	1909(明治42)年 未指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致
13	泉町会館		泉町 2丁目	泉町会館	1955(昭和30)年 未指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致
14	鹿島神社本 殿・拝殿・幣 殿及び瑞垣		三の丸 1丁目	鹿島神社	1953(昭和28)年 1975(昭和50)年 移築 市指定	郷土の祭礼にみる歴史的風致

图 7-1 歴史的風致形成建造物候補位置図



4 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の指針

(1) 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理の前提として、文化財保護法や茨城県と水戸市の文化財保護条例に基づき指定されている歴史的建造物は、当該法と条例に基づき適切に維持・管理を行います。それ以外の法律または条例に基づき指定されている建造物については、その法令に基づき、適切に維持・管理を行います。その他の建造物については、その価値に基づき、適切に維持・管理を行います。

公開、活用については、歴史的風致維持向上のために積極的に図るものとします。特に公開に関しては、通常外部から望みされるだけでなく、所有者や管理者の事情を踏まえながら、可能な範囲で内部公開を行います。

また、歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または修理に努めます。

民間の所有者には必要に応じて支援を行い、負担軽減に努めます。

(2) 個別の事項

ア 国の登録有形文化財及び景観重要建造物など

国登録の有形文化財と、景観重要建造物（景観法により、良好な景観形成の規範となるものや、優れたデザインを持ち地域のランドマークとなる建造物を指定）については、外観の維持・保存を基本とします。これらの外観保存を基本とする建造物では、保存・活用に必要な部分的な改修や復元、また内部についても活用のために必要な改造を行う際にも、十分な検討を行い、保全を図ります。

国登録の登録記念物（史跡関係）については、現状保存を基本とします。保存・活用に必要な部分的な改修や復元を行う際には、歴史資料や古写真等に基づくことを原則とし、その価値や特性に支障を与えない範囲で実施します。

イ 茨城県指定文化財及び水戸市指定文化財

将来の国指定の重要文化財の候補となる可能性がある県・市指定の有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とします。これらの建造物を維持・保存するための修理については、在来の工法、意匠、材料に基づく修理を原則とします。

県・市指定の史跡については、現状保存を基本とします。保存・活用に必要な部分的な改修や復元を行う際には、歴史資料や古写真等に基づくことを原則とし、その価値や特性に支障を与えない範囲で実施します。

ウ その他保全の措置が必要な建造物

その他本市の歴史的風致の形成に寄与すると認められる文化財建造物についても、外観の維持・保存を基本として、内部についても保全を図るものとします。

(3) 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項に基づく届出が不要な行為については、以下のものとします。

- ア 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合、及び第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物（名勝地関係）について第 133 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- イ 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- ウ 茨城県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく県指定有形文化財について、第 18 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請、及び第 19 条第 1 項の規定に基づく修理を行った場合並びに第 40 条第 1 項の規定に基づく県指定史跡について、第 47 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 48 条第 1 項の規定に基づく復旧の届出を行った場合
- エ 水戸市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定に基づく市指定有形文化財について、第 18 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請、及び第 19 条第 1 項の規定に基づく修理を行った場合並びに第 34 条第 1 項の規定に基づく市指定史跡について、第 41 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第 42 条第 1 項の規定に基づく復旧の届出を行った場合

